

西宮市立の幼稚園、高等学校及び特別支援学校の市費教育職員の人事評価
に関する規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市立の幼稚園、高等学校及び特別支援学校の市費教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第 3 条第 2 項の規定により令和 4 年 3 月 31 日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和 4 年 4 月 13 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重 松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立の幼稚園、高等学校及び特別支援学校の市費教育職員の人事評価に
関する規則の一部を改正する規則

西宮市立の幼稚園、高等学校及び特別支援学校の市費教育職員の人事評価に関する規則
(平成 27 年西宮市教育委員会規則第 19 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公務員法」を「職員の勤務意欲の向上と能力の育成を図ることを目的に
実施する人事評価について、地方公務員法」に改める。

第 2 条第 1 項中「達成度」を「達成度又は業務目標への取り組み姿勢等」に改める。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表（西宮市立の幼稚園、高等学校及び特別支援学校の市費教育職員の人事評価に関する規則）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>職員の勤務意欲の向上と能力の育成を図ることを目的に実施する人事評価について、</u> 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項の規定に基づき、西宮市立の幼稚園、高等学校及び特別支援学校の市費教育職員（以下「職員」という。）の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(人事評価の方法)</p> <p>第2条 人事評価は、能力評価（評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価することをいう。）及び業績評価（あらかじめ設定した業務目標の達成度又は業務目標への取り組み姿勢等を客観的に評価することをいう。）によるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項の規定に基づき、西宮市立の幼稚園、高等学校及び特別支援学校の市費教育職員（以下「職員」という。）の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(人事評価の方法)</p> <p>第2条 人事評価は、能力評価（評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価することをいう。）及び業績評価（あらかじめ設定した業務目標の達成度を客観的に評価することをいう。）によるものとする。</p> <p>(略)</p>